

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）の一部改正に伴い、新たに設けられた手続に係る事務を町に移譲するとともに、その他必要な規定の整理を行うため、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 18 年滋賀県条例第 71 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 都市計画法施行規則第 60 条第 2 項の規定による建築に関する証明書等の交付に係る申請の受付の事務を町に移譲することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとします。ただし、(3)の一部は、公布の日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

都市計画法施行規則（以下「省令」という。）に基づく開発行為または建築に関する証明書等の交付に係る申請の受付事務については、これまでから町に移譲しています。

今般、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の施行（令和4年4月1日施行）に伴う省令の一部改正により、畜舎等の建築および利用に関する計画の認定を受ける際に必要となる証明書の交付に係る申請の受付事務を町に移譲するとともに、必要な規定の整理を行うため、標記条例の一部を改正しようとするものです。

1 都市計画法施行規則に関する事務

(1) 省令の改正により新たに設けられた事務

（省令第60条第2項）都市計画法の規定に適合していることを証する書面の交付

- ・ 建築確認を受けようとする際に添付する証明書の発行について規定されている省令第60条の改正により第2項が追加され、畜舎等の建築および利用に関する計画の認定を受ける際に添付する証明書の交付事務が、新たに規定されました。

(2) 町に移譲する事務

今般、新たに設けられた事務は、これまでから条例により町に移譲している省令第60条の規定による開発行為または建築に関する証明書等の交付に係る申請の受付事務と同種のものであることから、町に移譲します。

○都市計画法施行規則に基づく事務の状況

条項	市域		町域	
	受付	交付	受付	交付
第60条 （【新】第60条第1項）	特例条例により 従前から移譲		特例条例により 従前から移譲	県の事務
第60条第2項	省令により 市の事務	特例条例により 今回移譲		

2 医療法に関する事務

平成21年度の大津市中核市移行の際、市と県との間で取り交わした事務引継書において引き継いでいた、医療法（昭和23年法律第205号）第27条に基づく病院施設の使用許可申請の受付の事務について、本条例に規定できていなかったため、当該事務について規定するものです。

3 施行日

令和4年4月1日（ただし、2については公布日）

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表

旧		新	
本則および付則 省略 別表（第2条関係）		本則および付則 省略 別表（第2条関係）	
(1)～(8)の5 省略		(1)～(8)の5 省略	
(8)の6 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）および医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～ウ 省略 エ 次に掲げる事務（病院に係るものに限る。） （ア）～（ク） 省略 （新設） （ケ）～（サ） 省略 オ～ケ 省略	大津市	(8)の6 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）および医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～ウ 省略 エ 次に掲げる事務（病院に係るものに限る。） （ア）～（ク） 省略 （ケ） 法第27条の規定による許可証の交付の申請の 受付 （コ）～（シ） 省略 オ～ケ 省略	大津市
(9)～(46) 省略		(9)～(46) 省略	
(47) 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この項において「法」という。）および都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～ノ 省略	市（大津市を除く。）	(47) 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この項において「法」という。）および都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～ノ 省略	市（大津市を除く。）

ハ 省令第60条の規定による開発行為または建築に関する証明書等の交付		ハ 省令第60条第1項の規定による開発行為または建築に関する証明書等の交付	
(48) 都市計画法（以下この項において「法」という。）町 および都市計画法施行規則ならびに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～ス 省略 セ 都市計画法施行規則第60条の規定による開発行為または建築に関する証明書等の交付に係る申請の受付 ソ 省略		(48) 都市計画法（以下この項において「法」という。）町 および都市計画法施行規則ならびに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～ス 省略 セ 都市計画法施行規則第60条第1項および第2項の規定による開発行為または建築に関する証明書等の交付に係る申請の受付 ソ 省略	
(49)以下 省略		(49)以下 省略	